

現 場 説 明 書 [建設工事]

工 事 名	R8元荒川第4処理分区下水道工事（第5工区）		
工 事 場 所	熊谷市原島、大原四丁目地内		
工 期	契約締結日から 令和9年2月26日（金） まで		
予 算 区 分	補助	経費区分	単独
設計図書等公開日	公告記載のとおり		
入 札 日 時	公告記載のとおり		
入札書提出期間	公告記載のとおり		
入 札 保 証 金	公告記載のとおり		
契 約 保 証 金	公告記載のとおり		
建 退 共	建設業退職金共済証紙購入・状況報告書の提出義務	あり	
	建設業退職金共済証紙添付・実績報告書の提出義務	あり	
工 事 カ ル テ	工事カルテ受領書（写し）の提出義務		あり
建設リサイクル法	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の適用		あり
前 払 金	熊谷市公共工事前金払事務処理要領及び熊谷市公共工事中間前金払事務処理要領の規定に基づき、前払金を支払う。		
部 分 払	0回		
契 約 書 作 成 方 法	白表紙黒文字製本		
工 事 概 要	別添仕様書のとおり		
工事全般に伴う 留 意 事 項	1 工事の実施について		
	①道路使用の許可は、受注者において受けること。		
	②工事に伴う仮駐車場・現場事務所等の借地および確保、その他地元との調整は、原則として受注者の責任において行うこと。		
	③工事に伴う第三者への被害は、原則として受注者負担とする。受注者の責任と認められない場合には、必ずこれを証する書類を提出しなければならない。		
	④施工計画書及び材料承諾書は、必ず工事着工前に提示すること。		
	⑤土留工は特に慎重に行い、周辺に対して被害を及ぼさないように注意すること。		
	⑥安全施工のため、施工前に土留機材貸出窓口の協会認定指導員と作業現場における必要関連図書・資格・手順等の再確認を行い、作業手順書・土留安定計算書を作成し、発注者に提出すること。		
	⑦埋戻しは丁寧に行い、各層に分け、必ずランマー等による転圧を行うこと。		
	⑧家屋等の事前調査については、監督員と協議すること。		
	⑨設計と現場状況及び施工方法等を照査し、疑義が生じた場合は、工事記録等で監督員に対し提出すること。		
	⑩浸入水は認めない。		
	⑪境界杭の（官民・民民）の保存については、慎重に行うとともに、やむを得なく抜く場合は、地権者立会のもとに控杭を打ち、地権者の了解を得てから行うこと。杭の復元も同様とする。		
	⑫道路台帳基準点の復元については慎重に行い、道路管理者立会のうえ		

	行うこと。
	⑬街区基準点の復元については、測量法に基づき信頼できる精度を有する成果としなければならない。
	⑭埼玉県土木工事共通仕様書及び関係法令等を遵守すること。
	⑮変更契約に関しては、「熊谷市建設工事設計変更ガイドライン(令和2年1月)」の取り扱いによる。
2	工事材料について
	①特殊二次製品・生コン石材類は品質管理を十分に行い、試験表及び納入伝票を提出すること。
3	交通誘導員について
	①昼間施工の車両通行止とし、2人配置を標準とする。
4	現場代理人等について
	①現場代理人は、必ず業者名を入れた腕章を付け、現場常駐を原則とする。
	ただし、「熊谷市建設工事請負に係る現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領」(令和4年4月21日改正)の取り扱いによる。
	②地元からの苦情等は、速やかに監督員に連絡し指示に従うこと。
	③作業工程については、監督員と密に連絡を取り工程の打ち合わせを行い、週間工程表を提出すること。
5	工事検査について
	①社内検査を実施し、報告すること。
	②完成検査にあたっては、現場代理人及び主任技術者が立会のうえ検査をうけること。
	③工事完了検査は、熊谷市建設工事請負契約約款及び熊谷市建設工事検査規則による。
	④完成検査は、工期内検査を原則とし、施工計画書と工程表に検査予定日を記載すること。
6	その他
	①工期は厳守すること。
	②一括下請の工事は認めない。
	③再生資源利用[促進]計画書(実施書)については、建設副産物情報交換システム(COBRIS)により作成を行い、工事登録証明書と併せて提出すること。
	④マンホール蓋は、ラガーニャン型を使用すること。
	⑤本工事は、「熱中症対策に資する現場管理費補正の試行について」の対象工事である。
	⑥本工事は、熊谷市「週休2日制モデル工事(現場閉所型)」の試行対象工事である。
	⑦水道及びガスの移設工事を予定しているため、作業工程については、監督員と密に連絡をとり、工程等の打合せを行うこと。また、週間工程表を提出すること。